

4月は統一地方選挙です！



4月には三重県知事選挙・三重県議会議員選挙および鳥羽市議会議員選挙があります。

県政および市政を託す人を選ぶ大切な選挙です。棄権をせず、あなたの貴重な1票を投票してください。

選挙管理委員会 ☎ ㊟1210

三重県知事選挙・三重県議会議員選挙 投票日 **4月7日(日)**

鳥羽市議会議員選挙 投票日 **4月21日(日)**

投票時間 いずれも午前7時～午後6時

(神島地区は午前6時30分～午後6時)

投票できるかた

●三重県知事選挙・三重県議会議員選挙

18歳以上のかた(平成13年4月8日以前に生まれたかた)で、平成30年12月28日現在で市の住民基本台帳に登録のあるかた

●鳥羽市議会議員選挙

18歳以上のかた(平成13年4月22日以前に生まれたかた)で、平成31年1月13日現在で市の住民基本台帳に登録のあるかた

投票日までに県外(鳥羽市議会議員選挙は市外)に転出したかたは投票できません。

投票所入場券を郵送します

投票所では、選挙人名簿に登録されているかどうかを確認します。この確認をスムーズに行い、また棄権防止を呼びかけるため、選挙人名簿に載っている有権者に投票所入場券を世帯別で郵送します。入場券に書かれている投票所をよく確かめて投票所へお越しください。

もし投票日までに入場券が届いていなかったり、紛失したりした場合でも、選挙人名簿に氏名が載っていれば投票

できますので、投票所の係員に尋ねてください。

投票所が変わりました

中之郷会館で投票していた鳥羽三丁目の一部、鳥羽四丁目のかたと、五丁目公民館で投票していた鳥羽五丁目、船津町の一部のかたは、4月の選挙から次のとおり投票所が変わりますので注意してください。

中之郷会館で投票していた
鳥羽三丁目の一部、鳥羽
四丁目にお住まいのかた



市民文化会館

五丁目公民館で投票していた
鳥羽五丁目、船津町の
一部にお住まいのかた



かもめ幼稚園

池上彰の「マンガで分かる」投票ガイドブック

公益財団法人明るい選挙推進協会では、学生を中心に選挙について知ってもらうため、分かりやすく説明したガイドブックを作成しました。

次のQRコードからアクセスするか、ホームページからもダウンロードできます。



「マンガで分かる」
投票ガイドブック QR コード

選挙公報を配布します

選挙公報は有権者が候補者の考え方を
知るための参考となります。投票日までに
朝日・伊勢・中日・産経・毎日・読売各紙
の朝刊に折り込んでお届けします。

また、市役所・各連絡所などにも置いて
いますので利用してください。

大切な1票です 期日前投票を利用してください

事情により投票日当日に投票に行けないかたは、期日前投票ができます。
投票所入場券が届いているかたは、裏面の宣誓書を記入の上、入場券を持参して期日前投票所で投票してください。



市民文化会館での期日前投票

とき 三重県知事選挙

3月22日(金)～4月6日(土)

三重県議会議員選挙

3月30日(土) ~ 4月6日(土)

鳥羽市議会議員選挙

4月15日(月)～20日(土)

時間 いずれも午前8時30分～午後8時

ところ 市民文化会館4階・第2小会議室

※3月30日(土)以降は、知事選挙・県議会議員選挙を同時に投票することができます。

3 ／ 21 (木)	22 (金)	23 (土)	24 (日)	25 (月)	26 (火)	27 (水)	28 (木)	29 (金)	30 (土)	31 (日)	4 ／ 1 (月)	2 (火)	3 (水)	4 (木)	5 (金)	6 (土)	7 (日)	8 (月)	9 (火)	10 (水)	11 (木)	12 (金)	13 (土)	14 (日)	15 (月)	16 (火)	17 (水)	18 (木)	19 (金)	20 (土)	21 (日)										
告示日	三重県知事選挙															投票日																						投票日			
								告示日	三重県知事・県議会議員選挙																																
																								告示日	市議会議員選挙													投票日			

離島での期日前投票 投票できるかは、各離島に住民票のあるかたのみです。

とき 三重県知事選挙・三重県議会議員選挙

4月6日(土)

鳥羽市議会議員選挙

4月20日(土)

時間 いずれも午前8時30分～午後5時

ところ 桃取コミュニティセンター
 答志コミュニティセンター
 神島開発総合センター
 菅島漁村センター
 坂手公民館

不在者投票

期日前投票所以外にも選挙当日に投票所へ行けなかったために不在者投票制度があります。

●鳥羽市の選挙人名簿に登録されているかたで、出張などで遠方に滞在しているかたは、最寄りの選挙管理委員会にて投票することが出来ます。あらかじめ鳥羽市選挙管理委員会に不在者投票請求書・宣誓書を請求してください。

●県の選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどの施設に入院（入所）しているかたは、その病院などで不在者投票をすることができません。早めに病院の事務所などへ申し出てくだい。

●身体に重度の障がいなどがあるかたは、自宅で郵便などによる不在者投票ができます。事前に郵便等投票証明書の交付を受ける必要があり日数が掛かりますので、早めに問い合わせてください。

インターネット選挙運動

候補者や政党などは、一定のルールのもと選挙期間中にホームページやブログ、SNS、メールなどで有権者に向けた選挙運動ができます。

有権者はインターネットな

禁止行為

インターネットを使った選挙運動で、次の行為は禁止されています。

- 有権者によるメールを使った選挙運動
- ホームページやメールなどを印刷して配布すること

- 選挙運動期間外の選挙運動
- 18歳未満のかたの選挙運動
- 18歳未満のかたが他人の選挙運動メッセージをSNSなどで広めること（リツイート、シェアなど）

●候補者に関し虚偽の事項を公開すること

●氏名などを偽って通信する

- 悪質な誹謗中傷行為
- 候補者などのウェブサイトを改ざんするといった

※選挙運動とは、特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得るため、得させるための行為のこととで、選挙の告示日から投票日前日までしか行うことができません。

